

保護者の皆様へ

インフルエンザ用

東京都立砂川高等学校長

学校保健安全法施行規則により、「インフルエンザ」には出席停止の期間が定められています。この期間は学校内での感染拡大を防ぐため、り患した生徒等が登校できない期間です（出席停止により休んだ期間は欠席扱いにはなりません）。

医師からインフルエンザと診断された際には、速やかに連絡をお願いします。

医師の指示等により、登校が認められた生徒（「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」と言われています）が登校する際には、以下の「インフルエンザによる受診報告書」を担任へご提出ください。

- * 病気の状況により別途医師の証明書を提出していただく場合もあります。
- * 状況によっては受診した医療機関に連絡させていただく場合もあります。（この報告書は切り取らず、このままご提出ください。）

※復帰日から2週間以内に必ず担任に提出してください(教務規定より)

インフルエンザによる受診報告書

東京都立砂川高等学校長 殿

組 番 生徒氏名

____月____日（____）（午前・午後）に、インフルエンザ（____型）と医師の診断を受けました。

このため、____月____日（____）から____月____日（____）まで欠席させましたが、本日より登校させますので、連絡いたします。

受診した医療機関名：_____

電話番号：_____

令和____年____月____日

保護者名_____印

家庭→担任→保健室（原本保管）→教務(連絡)